

## 教育民生常任委員会会議録

1. 開催日 令和7年12月12日（金） 9時56分～10時25分
2. 開催場所 玉城町役場 3階 第1委員会室
3. 出席委員 (6名)

委員長 南 雅彦	副委員長 前川さおり	委員 福田 泰生
委員 渡邊 昌行	委員 井上 容子	委員 坪井 信義
4. 欠席委員 なし
5. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 辻村 修一	副町長 田間 宏紀	教育長 山村 嘉寛
保健福祉課長 見並 智俊	地域共生室長兼 山口 成人	保健福祉課長補佐 川口 文香
子ども子育て室長		

地域共生室長補佐 西野 珠代
6. 職務のため出席した者の職・氏名  
議会事務局長 西岡 厚 同書記 福井希美枝
7. 会議録署名委員 福田 泰生 委員 坪井 信義 委員
8. 委員会付託議案審査について
  - 第1 議案第73号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
  - 第2 議案第74号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
  - 第3 請願第74号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 開会の宣告

(午前9時56分 開会)

- 委員長（南 雅彦） ただいまの出席委員数は6名で、定足数に達しておりますので、教育民生常任委員会を開会いたします。
- 本委員会に、町長、副町長、教育長、その他関係職員の出席をいたたいております。
- 開会に当たり、町長から挨拶をいただきます。
- 辻村町長。
- 町長（辻村 修一） 教育民生常任委員会に付託をいただきました議案の審査を賜ります。よろしくお願ひいたします。
- 委員長（南 雅彦） 本日は、本委員会に付託されました議案3件の審査を行います。
- 初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員は、福田泰生委員、坪井信義委員の2名にお願いいたします。

## 日程第1 議案第73号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（南 雅彦） それでは、議事に入ります。

議案第73号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は、既に本会議の中で行われております。追加説明があればお願いします。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

福田委員。

○委員（福田 泰生） 福田でございます。

議案第73号でございますが、今回の条例改正、提案説明でもございましたし補足説明もございましたが、いま一度再度確認ということでお伺いさせていただきます。

今回の改正は、児童福祉法の一部改正や内閣府令、こちらへの対応とされております。

具体的にどの部分が改正の整合を図るための変更点なのか、確認のためにお伺いいたします。

○委員長（南 雅彦） 子ども子育て室長、山口室長。

○地域共生室長兼子ども子育て室長（山口 成人） 子ども子育て室長、山口。

まず最初にでございますけれども、玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する指針を定める条例につきましては、玉城町におきましては現在該当する施設はございませんが、今後、該当施設が発生する場合に備えて現在基準となる条例を基に制定しておるものでございます。

まず、児童福祉法等の一部を改正する条例の施行に伴い、児童福祉法の改正につきましては条例第12号の改正でございます。これは、法第33条の12号で、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、通報義務が規定されたことに伴い、第33条の10第1項にその義務が生じる施設が追加されたことに伴い、整合を図るものでございます。

続きまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令に伴う改正につきましては、条例第17条の改正となり、これは利用する乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができる場合を追加するものでございます。

従来、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみ対象となっていましたけれども、新たに母子保健法に関する健康診査、これは1歳6ヶ月健康診査や3歳児健診などでございますが、追加されたもので、表で申しますと、申し訳ございません、新旧対照表の7ページの下段の部分が追加されたものという形になつ

ております。

以上でございます。

○委員長（南 雅彦） 福田委員。

○委員（福田 泰生） 福田でございます。

詳細な説明ありがとうございます。

では、続きまして、関連ということになりますが、先ほど児童福祉法と内閣府令、分けてご説明いただきました。

では、児童福祉法の改正の部分、こちらについて質問を関連でさせていただきます。

参考資料、議案第73号の部分、上段の第12条の部分でございます。これ虐待等の禁止ということの条例でありますが、非常に大切な部分でございますので、この部分についてご質問させていただきます。

この12条の部分、第33条の番号整理のみが変更となっております。この文章は文章整理のみで運用上の変更がないのかどうか、お伺いさせていただきます。

○委員長（南 雅彦） 子ども子育て室長、山口室長。

○地域共生室長兼子ども子育て室長（山口 成人） 室長、山口。

当該条例におきましては、先ほども若干触れさせていただきましたけれども、児童福祉法33条の10第1項各号に対応するものであり、運営上の変更はございません。児童福祉法33条の10第1項は、対象となる施設を追加したものであり、また、33条の10第1項において各号におきまして虐待に関する行為が規定されております。この追加された行為については、各号については変更がございません。また、追加された第2項及び第3項は、第2項におきましては所管行政庁の規定、第3項におきましては審議会等の規定でございまして、条例に引用のほうをしていないことから、第1項の改正追加のみということで整合を図っております。

以上でございます。

○委員長（南 雅彦） 福田委員。

○委員（福田 泰生） 続きまして、先ほどは児童福祉法の部分でしたが、内閣府令の部分についても触れさせていただきたいと思います。

同じく議案第73号の資料の下段、いわゆる第17号の部分です。これが内閣府令への対応ということですが、現在、玉城町には家庭的保育事業というのではないというふうな答弁いただいておりますが、今後増える、できる可能性もございますのでこの部分質問させていただきます。下段のほうに家庭的保育事業等は、それぞれ同表、左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならないというような文言が記載されてございます。実施や記録義務、これが発生した場合、具体的に新規事業者参入された場合、どのような運用を想定されているのか、あるいはどういうふうな指導を行っていくのかといったことをお伺いしたいと思います。

○委員長（南 雅彦） 子ども子育て室長、山口室長。

○地域共生室長兼子ども子育て室長（山口 成人） 子ども子育て室長、山口。

まず、この運用につきましては、対象となる事業所からのできる規定、しなければならないということではございませんので、こちらの乳幼児に対する健康診査等をしなければならない場合につきましては把握する必要がある、従来どおり、また各事業所で当初の健康診断の規定を行う場合であれば把握する必要がないというようなことで、特段町のほうから各事業所へ向けて説明する必要はない、健康診断の各事業所における規定の中で対応をしていただくものということで考えております。

○委員長（南 雅彦） ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） ないようですので、以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行いますが、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（南 雅彦） 挙手全員です。

したがって、議案第73号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第74号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（南 雅彦） 次に、議案第74号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は、既に本会議の中で行われております。追加説明があればお願ひします。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

福田委員。

○委員（福田 泰生） 福田でございます。

議案第74号でございますが、前号の第73号同様の質疑になってしまって申し訳ないんですが、この第74号、今回の改正が児童福祉法の改正に伴う引用条項の整理であるというふうな理解を私しております。上位法である児童福祉法では、具体的にどのような改正が行われ、本条例の引用部分、構成がどう変化したためにこの修正になったのかという経緯をお尋ねしたいと思います。

○委員長（南 雅彦） 子ども子育て、山口室長。

○地域共生室長兼子ども子育て室長（山口 成人） 保健福祉課室長、山口。

先ほどの回答と重複をいたしますので申し訳ございませんけれども、これは児童福祉法33条の12において、児童虐待等を受けたと思われる児童を発見した者に通報義務が規定されたこと、それに伴い、法第33条の10号1項にその義務が生じる施設が生じたこと、その追加された施設の中に児童館が含まれていることから、改正が必要となったものでございます。

○委員長（南 雅彦） 福田委員。

○委員（福田 泰生） 福田でございます。

それでは、質問を変えます。本条例第12条は、こちら虐待の禁止等を定めた重要な事項でございます。今回の改定を機に改めてお伺いさせていただきます。

町内の放課後児童クラブ、こちらにおきまして職員の不適切な関わりや虐待を防ぐために現在どのような研修やガイドラインで周知が行われているのか、今も行われているというふうな認識はあるんですが、確認の意味も込めてお伺いいたします。

○委員長（南 雅彦） 子ども子育て、山口室長。

○地域共生室長兼子ども子育て室長（山口 成人） 子ども子育て室長、山口。

児童クラブ等への指導や施設内での研修等につきましてというご質問やという形でございますけれども、まず町からといたしまして、もう既に委託事業として運営のほうをしておりますけれども、国や県から来る虐待に関する通知等の情報は適宜委託業者に渡し共有をしているところでございます。また、各施設、クラブにおきましては、これ委託先の事業所が主となっておりますけれども、公認心理士が各児童クラブを巡回、これ年に3回程度ということで4か月に1回程度は回って、児童に対する対応の指南や過去の事例等を参考にしながら、どのように対応するのが望ましいかなどの指導を行っている、そのほか、定期的に講師を招いて児童サービスの社内勉強会を開催しております。また、その他児童厚生員の研修会、様々な研修会に職員を参加させ、虐待防止に努めていただいておるということを把握しております。

以上でございます。

○委員長（南 雅彦） 福田委員。

○委員（福田 泰生） 福田でございます。

この本条例の施行に当たり、変更点に関する部分で保護者への周知、現場への周知、現場への周知の部分はある程度お伺いを先ほどしたという確認の認識であるんですが、保護者の方、特に周知するまでは必要性があるのかないのかということも含めて、もし必要であるというふうな判断をした場合に周知の方法やタイミング、これらをどういったふうに考えているのかをお伺いいたします。

○委員長（南 雅彦） 子ども子育て、山口室長。

○地域共生室長兼子ども子育て室長（山口 成人） 子ども子育て室長、山口。

まず、各現場各現場、の職員には、もう町から、また事業所から周知をしているところでございます。今回の条例改正に当たり、保護者への連絡につきましては、事業者の

中の職員間の話ということもございますので、保護者へ向けての周知は現在考えておりません。ただ、日頃から、児童館で申しますとコドモンというアプリを使用しながら一斉送信をしたり、また保護者からの相談の受付とか様々な面で連絡を密にしておりますので、必要に応じ個々で、また一斉に対応をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（南 雅彦） ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） ないようですので、以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行いますが、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（南 雅彦） 挙手全員です。

したがって、議案第74号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第75号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（南 雅彦） 次に、議案第75号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は、既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願ひします。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

福田委員。

○委員（福田 泰生） 福田でございます。

議案第75号でございますが、先ほどの議案第74号の変更点と新旧対照表、そちらも拝見させていただくと、上位法の改正の部分、それから虐待の禁止の追記の部分、それから周囲への説明、そういった部分はほぼ第74号と同じなのかなという認識ですが、この認識で間違いないかどうかだけ、確認させていただきたいと思います。

○委員長（南 雅彦） 子ども子育て、山口室長。

○地域共生室長兼子ども子育て室長（山口 成人） 子ども子育て室長、山口。

委員仰せのとおり同様でございます。

○委員長（南 雅彦） ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） 質疑はないようですので、本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行いますが、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○委員長（南 雅彦） 挙手全員です。

したがって、議案第75号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

これをもって本委員会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） 異議なしと認めます。

これで教育民生常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

本議会での委員長報告については、審議内容は議事録をご高覧いただくこととし、主な事項及び結果の報告とさせていただきますので、ご了承願います。

お疲れさまでした。

（午前10時25分 閉会）